



下諏訪町観光宿泊施設助成金のご案内

新規で宿泊業を始める場合に伴う大規模な改修や既に宿泊業を行う者が施設の魅力向上、維持補修に係る事業の一部を助成します。

交付対象者	以下、すべてに該当する必要があります。 ①町内において旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者 ②町観光協会又は町内の同業組合に加盟している者 ③町税等を滞納していない者（ただし、申請時点で町税等の滞納がある場合でも、納付誓約書により分納を誓約している場合は除く） ④他の補助金、助成金等の交付を受けていないこと。
対象事業及び助成率	一覧のとおり ※観光宿泊施設助成事業審査会で承認された事業
完了期限	交付決定の日から2年以内
必要書類	観光宿泊施設助成金交付申請書（様式第1号） その他、交付申請書に記載された必要な書類 （契約書もしくは見積書の写し、建造物等の設置場所を示す図面、事業実施計画書及び図面、工事予定箇所の写真、町税等納税証明書、旅館業法の営業許可通知書等の写し、その他町長が必要と認める書類）
備考	・本事業の対象になるか事前相談をお願いします。申請書提出後に、観光宿泊施設助成事業審査会において、助成可否を決定します。 ・事業着手前（契約前）に申請してください。（目安は着手の20日前） ・助成金交付の承認を受けた場合、当該事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに事業完了届（様式第5号）を提出してください。



対象事業と助成率一覧

	対象事業	助成率及び限度額
(1) 大規模改修に係る事業	新規事業の開始又は事業承継に伴う改修	助成対象事業に要する費用の10分の5以内とし、200万円を限度とする。
	大規模な宿泊施設の再生に係る改修（共用部の改修、客室の統合等、躯体工事を伴うもの）	
(2) 魅力向上に係る事業	施設の魅力向上に係る改修（トイレの高機能化、浴場の改修、ユニバーサルデザイン、訪日外国人旅行者に対応するために必要と認められる施設整備、無線LAN（フリーWi-Fi）の構築）	助成対象事業に要する費用の10分の3以内とし、200万円を限度とする。（同一宿泊施設における「施設の魅力向上に係る事業」と「施設の維持補修に係る事業」に係る助成額の合計が同一年度内で限度額に達するまで）
(3) 維持補修に係る事業	外装に係る工事（壁面、屋根等の維持補修） 内装に係る工事（壁、畳、障子、襖、天井、床、床の間、欄間等の維持補修）	
(4) その他町長が認めた施設整備に係る事業	その他町長が認めた施設整備に係る事業	別表中各号に掲げる助成率及び限度額の内から町長が定める。



実施スケジュール



上記は、標準的なスケジュールであり、あくまでも目安となります。



申請時のチェックポイント

- Check!** あなたは、交付対象者にすべて該当し、申請する事業は、**着手（着工）前**ですか。
- Check!** 見積書には、**対象事業費のみが記載**されていますか。
- Check!** 工事予定箇所の**写真や図面は、正確で該当箇所が分かりやすい**ものですか。
（適正な数量かどうか判断する材料となりますので、改修箇所や畳数が分かるようにしてください）
- Check!** **他の補助金、助成金等の交付（予定含む）は受けていませんか。**



Q&A (よくある質問)

Q1 同一事業を複数年度に跨っての施工可能か。

A 可能です。交付決定から2年以内に完了できるようにしてください。その場合、交付申請書に記載する事業完了予定年月日は翌年度以降の日付としてください。

(例：令和9年2月10日に申請、交付決定2月20日→事業完了予定日は、令和11年2月19日まで可能)

Q2 施工中に増額又は減額が生じたがどうすれば良いか。

A 事業変更(中止)申請書(様式第3号)の提出をお願いします。ただし、予算の範囲内かつ助成限度額(200万円)を超えての助成は出来ません。

Q3 厨房内等、お客様が直接関係する空間以外の改修も可能ですか。

A 内容により可能です。改修により、お客様への魅力向上に繋がるかどうか、判断することになります。

Q4 予約システムの導入等に伴うソフト事業(純粋な備品購入)は対象になるのか。

A ソフト事業(純粋な備品購入)は対象になりません。大規模改修以外の事業は、施設の魅力向上、既存設備の維持補修になりますので、ハード的な改修が対象となります。ただし、ユニバーサルデザイン、訪日外国人旅行者に対応するために必要な施設整備、無線LAN(フリーWi-Fi)構築)は対象となります。

Q5 大規模改修とその他の事業を同時に申請できるか。

A できません。大規模改修完了後に無線LAN(フリーWi-Fi)や訪日外国人旅行者の対応が必要となり「施設の魅力向上に係る事業」や「施設の維持補修に係る事業」に該当する場合は、別枠で申請可能です。

Q6 「施設の魅力向上に係る事業」と「施設の維持補修に係る事業」を同時に申請できるか。

A できます。(例えば、トイレの高機能化と畳の張替)それぞれの事業内容とその効果を記載してください。また、必要書類についても、事業ごと分かるようにしてください。

Q7 年度内で複数回に分けて、申請することは可能か。

A 可能です。ただし、同一宿泊施設における「施設の魅力向上に係る事業」と「施設の維持補修に係る事業」に係る助成額の合計が同一年度内で助成限度額200万円が上限となります。

Q8 これから旅館を開業したいと思っているが申請可能か。

A 大規模改修に係る事業(新規事業の開始)に該当しますので、申請可能です。交付には条件がありますので、交付要綱第3条(交付対象者)をご確認ください。

新たに旅館を開業する場合は、改修完了のち、旅館業法の手続きを行い、許可が下り次第、書面にて報告してください。万が一、旅館業法の許可が取得できなかった場合や1年以内に事業を廃止したときは、助成措置の取消しとなる可能性があります。詳しくは、交付要綱をご確認ください。

Q9 住宅宿泊事業(民泊)は、助成対象となるか。

A 対象になりません。対象となる施設は、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者です。

Q10 この助成金はいつまで利用できますか。

A 令和11年3月31日となります。期限までに申請、交付決定をうけ事業完了する必要があります。



問合せ・申請窓口

下諏訪町産業振興課 観光係

TEL0266-27-1111 (271)、FAX0266-27-1339

E-mail: kankou@town.shimosuwa.lg.jp



詳細・申請書



申請書の様式は、以下又はQRコードからダウンロードしてください。

下諏訪町ホームページのトップページ → メニュー「くらし・地域」→ 「商業・工業・観光」内

「下諏訪町観光宿泊施設助成金について」をご覧ください。